農経済センターだより 今和6年5月



<注意>

「収穫〇日前」:定められた使用時期。記載されている収穫前日数まで散布ができます。(前日は24時間前) 「回数」:農薬成分の総使用回数のこと。栽培期間中、何回散布可能か確認しましょう。

▲▲店舗により農薬の在庫状況が異なりますので、記載の農薬を購入される場合は購入先の店舗に 事前に在庫確認をしていただくとスムーズに購入できます。 ▲▲

※網掛けの農薬につきましては医薬用外劇物となりますので購入時印鑑が必要となります

【う め】*下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。

病害虫防除 農薬の収穫前日数を遵守しましょう。

5月上旬

〇黒星病・すす斑病 スコア顆粒水和剤 3,000倍 収穫前日 3回 33g/水100 kg

5月中旬~下旬

〇黒星病・すす斑病 パレード15フロアブル 2,000倍 収穫前日 2回 50ml/水100 kg

収穫

梅酒用:大きい果実から順次収穫し収穫後の直射日光は避けましょう。

漬梅用: 青みが抜けた大きいものから順次収穫しましょう。

【キウイフルーツ】*下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。

病害虫防除

5月上旬 花腐細菌病 環状はく皮 (樹勢が低下している場合は実施しない)

蕾白化期(がく割れ)5月1日頃に主幹に4~5.5mm幅で行いましょう。

5月中旬(開花前)

Oかいよう病・花腐細菌病 コサイド3000 2,000倍 50g/100km

(クレフノン200倍加用 500g/100流)

(かいよう病は収穫後から果実肥大期まで、花腐細菌病は休眠期~叢生期(新梢長約10cm)まで)

摘 蕾 | 5月上旬~中旬

早期に側花や変形花を除去し、受粉効率と初期肥大を良くさせます。

5月の強風を考慮して花数の調整をしましょう。

人工授粉 5月中旬~下旬

石松子を使った受粉 5~10倍 開花2~3日までに受粉しましょう。

溶液受粉 250~300倍 希釈してから2時間以内に使い切りましょう。

【か き】*下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。

病害虫防除 4月下旬~5月上旬

○<u>カイガラムシ類・アザミウマ類</u> モスピラン顆粒水溶剤 (劇) 4,000倍 収穫前日 3回 25g/水100次 ○落葉病 エムダイファー水和剤 650倍 収穫45日前 2回 153g/水100次

摘蕾と人工授粉

摘蕾は伸長停止前後から開花期までに1結果枝に1蕾を基本とし、残す蕾は結果枝中央部の下向き・ 横向きとする。受粉作業は開花から2~3日の間に行いましょう。次郎系の柿では、種が入ると果頂裂 果しやすいことに注意する。

【温州みかん】*下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。

病害虫防除 5月中旬~下旬

○灰色かび病・そうか病

<u>フロンサイドSC</u> <u>2,000倍</u> <u>収穫30日前</u> <u>1回 50 ml/水100</u>粒

又は

ストロビードライフロアブル 2,000倍 収穫14日前 3回 50g/水100 kg

○<u>コアオハナムグリ</u> <u>モスピラン顆粒水溶剤(劇)</u> <u>4,000倍</u> <u>3回</u> <u>収穫14日前</u> <u>25g/水100</u>粒 そうか病多発園ではフロンサイドSCを散布しましょう。*かぶれには注意しましょう。 灰色かび病防除は満開から落弁期にかけて散布する(多発園は2回)。 フロンサイド使用回数1回 訪花害虫多発園では2回以上散布する(3分咲きと満開時期)。

夏肥施用 5月下旬

特選みかん配合655 200kg/10a(吸収率を高めるため、6月中旬と2回こ分肥すると効果的) 施肥後、軽く中耕します。反射シート被覆のため秋肥が施用できない場合は夏肥を多めにしましょう。 葉面散布 樹勢が低下している樹では尿素600倍を散布し、樹勢の回復を図りましょう。

【中晩柑】*下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。

病害虫防除 5月上旬~5月中旬

○<u>灰色かび病</u> ストロビードライフロアブル 3,000倍 収穫14日前 3回 33g/水100次 又は

<u>フロンサイドSC 2,000倍 収穫30日前 1回 50 ml/水100端</u>

※灰色かび病防除は満開から落弁期にかけて散布します(多発園は2回)

○<u>コアオハナムグリ・ケシキスイ類</u> <u>モスピラン顆粒水溶剤 (劇)</u> <u>4,000倍</u> <u>収穫14日前</u> <u>3回</u> <u>25g/水100</u>以

湘南ゴールド・はるみ(かいよう病に弱い品種) 5月上旬~5月中旬

○かいよう病【単用散布】

<u>コサイド3000 2,000倍 50g/水100</u>%

+ クレフノン 200倍 500g/水100kx (薬害軽減のために加用する)

※マシン油散布とは2週間以上あける

湘南ゴールド、はるみ、レモンは、かいよう病に罹病しやすいので薬剤による防除をしましょう。

栽培管理•樹勢強化

葉面散布 5~8月に不知火・はるみの樹勢強化を目的に尿素600倍の葉面散布を行いましょう。 はるみは、着花量が多いと樹勢の低下につながります。

はるみ、不知火は上部1/3~1/4を摘蕾や早期摘果をし、樹勢の強化を図りましょう。

【レモン】

病害虫防除 5月(開花盛期~落弁期)

〇かいよう病 コサイド3000 2,000倍 50g/水100次

又は

イデクリーン水和剤 500倍 200g/水100点(クレフノン 200倍 500g/水100点 薬害軽減のために加用する)

○<u>灰色かび病・そうか病 ストロビードライフロアブル 2,000倍 50g/水100次</u>

収穫14日前 3回

〇チャノホコリダニ・ミカンサビダニ イオウフロアブル 400倍 250ml/水100点 発生初期 〇コアオハナムグリ モスピラン顆粒水溶剤 (劇) 4,000倍 25g/水100点 収穫14日前 3回 ※マシン油との散布間隔は14日以上空ける。イデクリーン水和剤とイオウフロアブルはマシン油との 14日以内の近接散布は行わない。

【水 稲】

育苗箱施薬剤

育苗箱施薬は本田への防除軽減のために必要な防除です。必ず散布しましょう。

※次の二つの育苗箱施薬から一剤選択して、防除しましょう。

イネミズゾウムシ イネドロオイムシ ウンカ類 ツマグロヨコバイ いもち病 紋枯病 白葉枯病

内穎褐変病

エバーゴルフォルテ箱粒剤

播種時(覆土前)~ 移植当日 1回 育苗箱1箱当たり50g

•「いもち病」や初期の害虫、「紋枯病」に高い効果を発揮します。浸透移行性に優れ、長い残効性があります。育苗箱処理でその後の防除が省け、防除回数の低減が可能です。

イネミズゾウムシ ウンカ類 ニカメイチュウ イネツトムシ いもち病 内穎褐変病

ブーンゼクテラ箱粒剤

播種時(覆土前)~ 移植当日 1回 育苗箱1箱当たり50g

注)育苗箱施薬剤と除草剤は区別して保管しましょう。

病害虫防除 水田入水後、貝の活動が活発になり始めたら散布しましょう。被害発生前に早めに散布するようにしましょう。

Oスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)

スクミノン 1~4kg/10a 湛水散布 (収穫60日前まで 2回以内)

スクミンベイト3 2~8kg/10a 湛水散布 (使用回数・使用時期制限なし)

(スクミンベイト3の使用量登録が変わりましたので、ご注意ください。)

基肥一発型肥料

速効性肥料と緩効性肥料が入った、追肥のいらない省力型肥料です。

生育に合わせ窒素成分が供給されるため、利用効率が高まります。側条施肥にも適しています。

※ただし、天候や生育状況により追肥が必要になる場合もあります。

てまいらず464ネオ・スーパーナイスワン 30~40kg/10a

(栽培条件に応じて適宜増減してください)

キヌヒカリ、さとじまん、はるみ、てんこもりに使用できます。

農薬を使用する際は、適用作物・希釈倍数・使用回数・使用方法等の使用基準を遵守するとともに飛散防止に努め、ラベルをよく確認し、必ずラベルに基づいて使用しましょう。

~~~~お知らせ~~~~

スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)の収集について

成田営農経済センターにて下記の日程で収集しますので、スクミリンゴガイを発見した場合は捕獲をお願い 致します。

記

1. 収 集 日 令和6年6月3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)

7月1日(月)・8日(月)・16日(火)・22日(月)・29日(月)

8月5日(月)・19日(月)

9月2日(月)・9日(月)

2. 収集時間 8時40分~12時(基本)

※時間に間に合わない場合は成田営農経済センターにご連絡ください。

3. 収集場所 成田営農経済センター

住所:小田原市成田802-1 TEL: 0465-38-0131

令和6年産米穀出荷契約(申し込み)をお願いします!

令和6年産米の出荷契約申し込み受け付けを開始いたします。昨年度出荷された方には契約書類一式を郵送いたしますので、契約をお願いいたします。なお、新規で契約される方は最寄りの営農経済センターまでお問合せください。

JA に出荷されたお米の約8割は県内の学校給食として使われますが、まだまだ足りていない状況です。 1袋でも構いませんので、是非とも出荷を検討いただき、契約をお願いいたします。

提出期日:令和6年5月17日(金)

提 出 先:最寄りの支店

【契約にあたっての注意事項】

- ○期日を過ぎてからの契約数量の変更はできません。
- ○令和5年10月1日より開始した消費税インボイス制度化*1において、組合員加入されていない方が 出荷した農産物が混在する取引については、制度上、農協特例*2の適用を受けることができません。 つきましては、JA への米穀出荷にあたっては「組合員家族」や「員外(非組合員)」ですと農協特例の対 象となりませんので必ず「組合員」の方名義で出荷申し込みをしていただくようお願いいたします。 現在 組合員加入されていない利用者の皆さまにおかれましては、加入をご検討いただき、加入を希望する 場合は最寄りの支店にて入手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

※加入はあくまで任意ですが、「組合員」名義でのお申し込みにご協力お願いいたします。

※1…令和5年10月1日開始した消費税インボイス制度のもとでは、「買い手」が消費税の仕入れ額控除を行うためには、原則として「売り手」が発行したインボイス(適確請求書)が必要になります。

インボイス(適確請求書)とは消費税の税率が複数存在する中、売り手から買い手に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類のこと。

※2…農産物の委託販売の場合も「売り手」(生産者)がインボイスを発行することが原則とされていますが、JA が行う委託販売事業は、一定の要件の下で、JA が発行する書類で「買い手」が仕入額控除できる「農協特例」の適用を受けることが可能です。

「農協特例」の主な要件:①委託者が組合員②無条件委託③共同計算による精算